

全5会場  
開催!

まちづくりを語ろう!

高森町

# 町民と議会

## の懇談会



令和7年2月

8日(土)19:00~ やすらぎ荘

9日(日)13:30~ 中央公民館大会議室

19:00~ 牛牧伝承館

11日(祝)19:00~ 下市田区民会館

16日(日)19:00~ 吉田区民会館

※急な事情により会場が変わる場合があります



### 懇談会の内容

#### ●議会より報告

- ①議会基本条例制定
- ②議会・議員意識調査結果について

#### ●議会と意見交換会

議会報告への質疑応答  
まちづくり、その他・・・  
など



お問い合わせはお電話またはホームページより

高森町議会 0265-35-9404  
事務局 gikai@town.nagano-takamori.lg.jp



# 高森町議会基本条例の制定経過

令和5年

7月 全国地方議会サミット2023(早稲田大学)

北川正恭氏の基調講演、セッションなど

要旨(地方議会改革に関する部分)

- ・議会の役割は民意の反映
- ・執行部のチェック機能だけでなく積極的に政策立案を
- ・体系だって進めるには議会基本条例が必要
- ・今日の話を実際の取り組みに

令和6年

2月から 議会運営委員会を中心に協議・勉強会

5月 議会基本条例特別委員会および小委員会を設置

小委員会で原案を作成。委員会で協議し成案に

9月 定例会で可決、9月11日に公布・施行

令和7年

2月 町民と議会の懇談会(町内5会場)で報告

# 高森町議会基本条例

(令和6年9月11日 公布・施行)

## (議会の活動原則)

第2条 議会は、町民の代表機関として、より活発な議会活動や開かれた議会運営を目指し、次に掲げる原則に基づき積極的に活動します。

- (1) 町民参画の促進を図るため、**町民との話し合い**の場を設けると共に**議会に関する情報公開**を行います。
- (2) 町の課題解決に向けて**調査活動**を行い、論点及び争点を明確にした**議員間の討議**を深める中で、合意形成を目指す議会活動を行います。
- (3) 合理的配慮等を要する議員・やむを得ない事由を有する議員に対しては、本人の意思を尊重し、適切な対応を講じることとし、多様な議会活動の実現に努めます。

## (委員会の活動)

第4条 委員会は開かれた議会にふさわしい運営を目指すため、次に掲げることを行います。

- (1) **町民との意見交換会**
- (2) 意見交換会における取組状況の報告
- (3) 議会だよりモニター制度の設置
- (4) 充実した行政視察の実施とその成果を踏まえた政策提案
- (5) **政策及び条例等の提案**
- (6) 政策提案の実現に向けた所管事務調査などの適宜開催

## (議員の活動原則)

第5条 議員は、議会が討論の場であること及び合議制の機関であることを認識し、安心して暮らせるまちづくりのために、次に掲げる原則に基づき活動します。

- (1) 多くの町民、地域の声を聞き**町民が求める政策要望の把握**に努めます。
- (2) あらゆる場を通して**自らの資質の向上**に努めます。
- (3) 前2号を踏まえ議員間の討論、政策提案、一般質問など、議会活動の活性化を図ります。

## (町民への説明責任と情報の共有)

第8条 議会は、議会運営、政策の立案・提案・提言等について、町民に対しわかりやすい説明に努めます。

2 議会は、町民にとって身近で参画しやすい議회를築くため、**議会が得た情報は公開**を基本とし、重要と判断した課題については、その論点を開示し町民との共有を図ります。

3 議会は、本会議、委員会等**各種会議を原則公開**するとともに、傍聴者に対して**審議資料の共有**を図ります。

4 議会は、議案に対する議員の賛否及び議決内容について定期的に公開します。

5 議会は、議会人事について公表します。

## (町民参画及び町民との協働)

第10条 議会は、町民の声を町政に反映させるため、政策提案に際し、次に掲げることに取組ます。

- (1) 町民と意見交換の場を定期的に設けます。
- (2) 町民との連携を深めるとともに、公聴会を活用します。
- (3) 請願等は、町民からの政策提言と受け止め、提案者の説明を聴く場を設けます。

## (政策形成情報の明示)

第12条 議会は、町長が町政の重要な政策、計画等を提案するときは、論点を明確にするため、次に掲げることを説明するよう求めます。

- (1) **政策の提案に至るまでの経緯**
- (2) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (3) 町民参画の実施の有無とその内容
- (4) 高森町第7次振興総合計画(まちづくりプラン)との整合性
- (5) 政策等の実施にかかる**財源措置**
- (6) **将来にわたるコスト計算**